

平成30年8月27日  
(一社)北海道警備業協会

平成30年度後期(第3次)警備員現任教育(施設)の実施について(ご案内)

みだし教育講習を、下記により実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1 実施年月日、場所

別紙1「平成30年度後期(第3次)警備員現任教育実施計画(予定)」のとおり

2 教育時間及び内容

(1) 教育時間

札幌会場	・ 基本教育	3時間
	・ 業務別教育	1時間
	・ 防火・防災基本教育	1時間
	・ 防火・防災実務教育	0.5時間
札幌以外の会場	・ 基本教育	3時間
	・ 業務別教育	1時間

(2) 教育内容

別紙2「平成30年度後期(第3次)施設警備員現任教育及び防火・防災教育カリキュラム」のとおり

3 受講料

- 会員会社警備員 2,300円
- 非会員会社警備員 6,000円

4 受講申込み

(1) 受講申込みは、講習日の5日前までに、別記様式第1号「警備員現任教育受講申込書」により、別紙3「現任教育地区担当事務局」まで、なお、札幌、旭川、帯広会場にあっては、講習実施回数別に均等になるようお願いいたします。

(2) 受講取消しについては、講習日の3日前までに、申込みをした地区担当事務局に手続きをお願いいたします。

なお、期限までに取消手続きがなされなかった場合は、受講料を徴収させていただきます。

5 その他

札幌会場は、使用できる研修室が狭くなり受講定員が限られておりますので、お早めに申し込み願います。

なお、岩見沢、名寄地区における警備員現任教育講習は、出張現任教育となりますので、同受講に関する問い合わせにつきましては、警備業協会(前田)までお願いいたします。

担当事務局：前田  
(TEL 011-242-8800)



平成30年度後期（第3次）施設警備現任教育及び防火・防災教育カリキュラム

《札幌》	
時間	教育内容
10:00	基本教育 イ 警備業務実施の基本原則に関すること。
11:00	ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
12:00	防火・防災実務教育 災害発生時における関係機関への連絡、その他応急措置に関すること。
12:30	昼食
13:00	基本教育 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
14:00	業務別教育 ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。
15:00	防火・防災基本教育 消防法令その他防火・防災管理業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
16:00	修了証交付

《札幌以外》	
時間	教育内容
10:00 (9:30)	基本教育 イ 警備業務実施の基本原則に関すること。
11:00 (10:30)	ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
12:00 (11:30)	昼食
12:40 (12:10)	基本教育 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
13:40 (13:10)	業務別教育 ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。
14:40 (14:10)	修了証交付

(注) 旭川・名寄会場における講習、午前9時30分から行います。

平成30年度後期(第3次)・警備員現任教育内容(施設警備業務)

基 本 教 育	<p>イ 警備業務実施の基本原則に関すること。</p> <p>1 警備業務実施の基本原則</p> <p>2 憲法</p> <p>(1) 社会権</p> <p>    ア 生存権</p> <p>    イ 勤労権、勤労条件の基準</p> <p>(2) 受益権</p> <p>    ア 裁判を受ける権利</p>	業 務 別 教 育	<p>ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。</p> <p>1 不審者との対応と心構え</p> <p>(1) 不審者の発見方法</p> <p>(2) 不審者を発見したときの対応</p> <p>(3) 質問時の受傷事故防止</p> <p>2 警察への通報</p> <p>(1) 通報内容</p> <p>(2) 通報の留意事項</p> <p>3 不審者が逃走した場合の措置</p> <p>4 不審物発見時等の対応要領</p> <p>(1) 不審物</p> <p>(2) 不審物等が発見した場合</p> <p>(3) 爆発物に対する予防</p> <p>5 脅迫電話(爆破予告等)の対応要領</p> <p>(1) 一般的留意事項</p> <p>(2) 受信時の聴取事項</p> <p>(3) その他の留意事項</p> <p>6 要保護者への対応</p>	
	<p>ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。</p> <p>1 警備業法</p> <p>(1) 認定制度</p> <p>(2) 警備員の制限</p> <p>(3) 教育と検定制度</p> <p>2 刑法</p> <p>(1) 自由、平穏又は秘密を害する罪</p> <p>    ア 威力業務妨害罪</p> <p>    イ 住居侵入罪</p> <p>(2) 財産を害する罪</p> <p>    ア 恐喝罪</p> <p>3 刑事訴訟法</p> <p>(1) 現行犯人と準現行犯人</p> <p>(2) 現行犯逮捕に伴う実力行使の限界</p> <p>(3) 凶器、贓物に対する措置</p> <p>(4) 現行犯逮捕のための住居等への立入り</p> <p>(5) 現行犯逮捕後の措置</p> <p>4 遺失物法</p> <p>(1) 遺失物とみなされる物</p> <p>(2) 遺失物に関する権利義務</p> <p>(3) 遺失物処理要領</p> <p>5 個人情報保護に関する法律</p> <p>6 軽犯罪法</p> <p>(1) 潜伏の罪</p> <p>(2) 凶器携帯の罪</p> <p>(3) 侵入具携帯の罪</p> <p>(4) 変事非協力の罪</p>		防 災 ・ 防 火 実 務 教 育	<p>※ 地震等の災害発生時における関係機関への通報、避難誘導、その他の応急措置に関すること。</p> <p>1 火災等が発生した建物の用途</p> <p>2 発生の場所</p> <p>3 逃げ遅れ、危険物等</p> <p>4 消防隊等到着時の措置</p>
	<p>ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。</p> <p>1 意義</p> <p>2 事故発生前の連絡</p> <p>(1) 事故発生前の連絡を必要とする警備業務</p> <p>(2) 事故発生前の連絡要領</p> <p>3 事故発生時の連絡</p> <p>(1) 110番電話等の仕組み</p> <p>(2) 各種電話による連絡通報</p> <p>(3) 緊急通報用電話使用上の留意点と通話内容</p> <p>4 負傷者等の応急の措置</p> <p>5 現場保存</p> <p>(1) 現場保存の重要性</p> <p>(2) 現場保存の範囲</p> <p>(3) 現場保存要領と留意事項</p> <p>(4) 死者がある場合の留意点</p> <p>(5) 警察官への引継ぎ</p> <p>6 避難誘導</p> <p>(1) 警備員と避難誘導</p> <p>(2) 群集心理について</p> <p>(3) 避難誘導の方法</p>			防 災 ・ 防 火 基 本 教 育

## 現任教育地区担当事務局

地区名	担当事務局	所在地	担当者	電話 (FAX)
札幌	(一社)北海道警備業協会 教育事業センター	〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目8 晴ばれビル7階	前田	011-242-8800 (011-242-8822)
小樽	協和総合管理(株)	〒047-0017 小樽市若松2丁目8-15	竹内 (菅原)	0134-27-2233 (0134-21-2744)
苫小牧	マジエステック セキュリティー(株)	〒054-0061 勇払郡むかわ町洋光9番地	長谷川	0145-42-2521 (0145-42-5344)
室蘭	室蘭ビル管理(株)	〒050-0074 室蘭市中島町3丁目2-9	鷺津	0143-46-4311 (0143-46-4130)
函館	東警興産(株)	〒040-0073 函館市宮前町4番13号 komaビル宮前2F	前田	0138-45-2603 (0138-45-2604)
旭川	中央警備保障(株)	〒070-0832 旭川市旭町2条10丁目128-80	生駒	0166-54-4664 (0166-53-6111)
釧路	(株)美警	〒084-0904 釧路市新富士町6丁目2番10号	三上 (中島)	0154-54-3939 (0154-54-3954)
帯広	帯広ビル管理(株)	〒080-0010 帯広市大通南15丁目19番地 後藤ビル2F	小川	0155-24-7111 (0155-24-1777)
北見	北海美装興業(株)	〒090-0817 北見市常盤町5丁目2番16号	小林	0157-24-3561 (0157-24-3562)
紋別	(株)メンテイス 紋別営業所	〒094-0007 紋別市落石町4丁目28番1	石垣	0158-23-2484 (0158-24-9015)

平成30年度警備員現任教育講習実施計画「後期」日程（予定）

期別	月日（曜日）	地区別	月日（曜日）	地区別
第三次	10. 1 (月)	札幌	10. 26 (金)	釧路
	10. 2 (火)	札幌	11. 6 (火)	旭川
	10. 3 (水)	札幌	11. 7 (水)	旭川
	10. 4 (木)	札幌	11. 29 (木)	函館
	10. 5 (金)	札幌	12. 6 (木)	紋別
	10. 9 (火)	苫小牧	12. 7 (金)	北見
	10. 16 (火)	小樽	12. 19 (水)	帯広
	10. 19 (金)	室蘭	12. 20 (木)	帯広
出張現任教育				
	11. 8 (木)	名寄	12. 10 (月)	岩見沢
第四次	1. 7 (月)	札幌	1. 25 (金)	釧路
	1. 8 (火)	札幌	2. 5 (火)	旭川
	1. 9 (水)	札幌	2. 6 (水)	旭川
	1. 10 (木)	札幌	2. 19 (火)	函館
	1. 11 (金)	札幌	2. 21 (木)	紋別
	1. 15 (火)	苫小牧	2. 22 (金)	北見
	1. 18 (金)	室蘭	3. 7 (木)	帯広
	1. 22 (火)	小樽	3. 8 (金)	帯広
出張現任教育				
	2. 7 (木)	名寄	3. 4 (月)	岩見沢

※ 日程は変更になる場合がありますのでご注意願います。

警備員新任・経験・現任教育及び防火・防災管理教育受講申込書

会社名 \_\_\_\_\_  
 Tel \_\_\_\_\_  
 (担当者 \_\_\_\_\_)

地区別	地区	受講月日	月 日	受講人員	名
申込区分	【新規】 【追加】	【変更】	( 月 日 → 月 日)		
受講者名簿					
氏名	生年月日(歳)	雇用年月日	備考・会社名		
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			
	年 月 日生 ( 歳)	年 月 日 (経験年数 年 月)			

- 注1 受講の申込みは、事務処理上、受講月日毎にお願いいたします。  
 2 受講者欄が足りない場合は、別記様式1-2号「受講者名簿(別紙)」に記載して下さい。

